平成３０年（フ）第１０４６号
東京都世田谷区南烏山６丁目11―２―104
破産者　帖佐　征一
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０４７号
埼玉県富士見市ふじみ野西１丁目４―２　ルシーダⅡ　106
破産者　鶴山　博樹
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４３号
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目９番78―１号
破産者　須釜　勝之
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６８０号
千葉県柏市高柳990番地17
破産者　髙木　正春
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１８号
岐阜県岐阜市敷島町８丁目51番地２
破産者　松野　弘久
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８７６７号
東京都千代田区二番町11―10―408
破産者　近島　貞子
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０６号
岐阜県大垣市熊野町５丁目172番地
破産者　株式会社ＣＬＵＳＴＥＲ
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
岐阜県海津市海津町平原1582番地
破産者　株式会社メイゾン
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３９９９号
大阪市中央区難波千日前15番15号清水ビル３階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区難波千日前15番15号清水ビル２階
破産者　株式会社セール
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２９５号
大阪府茨木市宮元町７番22号仲辻ビル５Ｂ
破産者　株式会社イメージサーカス
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６３６号
大阪市西成区花園南２丁目２番15号
破産者　中嶋燃料株式会社
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７５４号
大阪府摂津市鳥飼本町３丁目４番13号
破産者　行田サービス株式会社
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４７号
大阪市中央区内淡路町２丁目３番13号
破産者　株式会社ＴＳＫ
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９０１号
大阪府富田林市別井５丁目７番26号
破産者　有限会社エヌプラン
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４４３号
兵庫県西宮市西平町７番27号
破産者　株式会社トライフ
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１８号
（最後の住所）奈良県香芝市畑４丁目502番地
破産者　亡萬慶良明相続財産
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２３０号
奈良県香芝市真美ヶ丘３丁目23番18号
破産者　株式会社ミヤコ
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第３号
北海道小樽市堺町４番18号
破産者　株式会社Ｉｃｈｉ
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第２６５号
岩手県北上市村崎野22地割83番地10
破産者　三和工機株式会社
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３９７号
千葉県佐倉市六崎1343番地２
破産者　市山久美子
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第５３３６号
東京都台東区上野１丁目17番６号
破産者　株式会社創拓社
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２号
東京都三鷹市大沢２丁目９番４号
破産者　株式会社アース
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部